

マンション騒音測定結果 報告書

1 目的

〇〇市〇〇〇〇丁目5-7 マンション〇〇〇において、地下に設置されている駐車場の電動シャッター開閉時に発生する騒音について、当マンションの住人から苦情が生じている。

本測定は、住人の依頼により室内においてシャッター開閉時における騒音の大きさを確認するものである。

2 測定概要

2-1 測定場所 〇〇市〇〇〇〇丁目5-7 マンション〇〇〇〇
〇号室 〇〇様邸

2-2 測定日時 平成〇〇年 8月 25日 22時~23時

2-3 測定項目 騒音レベル

JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法
および計量法等の関連法規等を順守して
行った。

2-4 測定点 以下の2箇所とした。部屋の窓や、バルコニー等の出入り口の扉はすべて閉じたものとし、就寝時の状態を想定した。

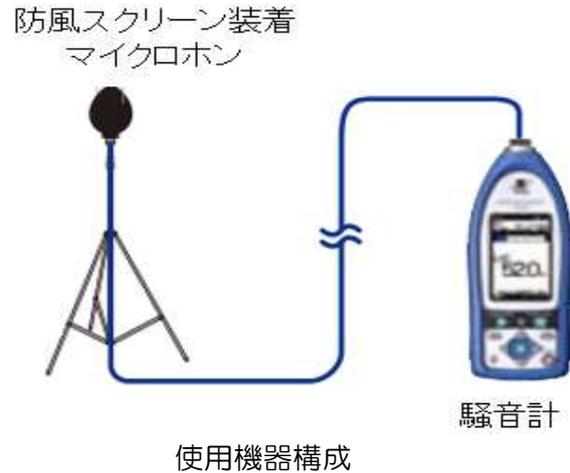


● 騒音計位置

2-5 使用機器 JIS C 1509 に定める騒音計（リオン社 NL-21 検定合格品）を用いた。

騒音計の設定

周波数重み特性	A特性（人の耳に聞こえる感じ）
時間重み特性	FAST
データサンプリング	0.1秒間隔にて瞬時値取得
測定マイク高さ	床上0.5m（就寝時の耳の位置）



2-6 騒音の規制等 マンションの生活騒音に関して、法律や条例（大阪府）によって規制されたものはない。

環境基本法第 16 条の規定に基づく、騒音の望ましい基準（これを「環境基準」という）として、以下に示したものがある。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

これによると、住居地域において夜間の騒音は 40～45 デシベル 以下が望ましい。

また、マンションの騒音に関する各種の係争をみると、「受忍限度」として 40 デシベルが平均的な目安となっている。

2-7 測定者

ディービー環境調整(株)

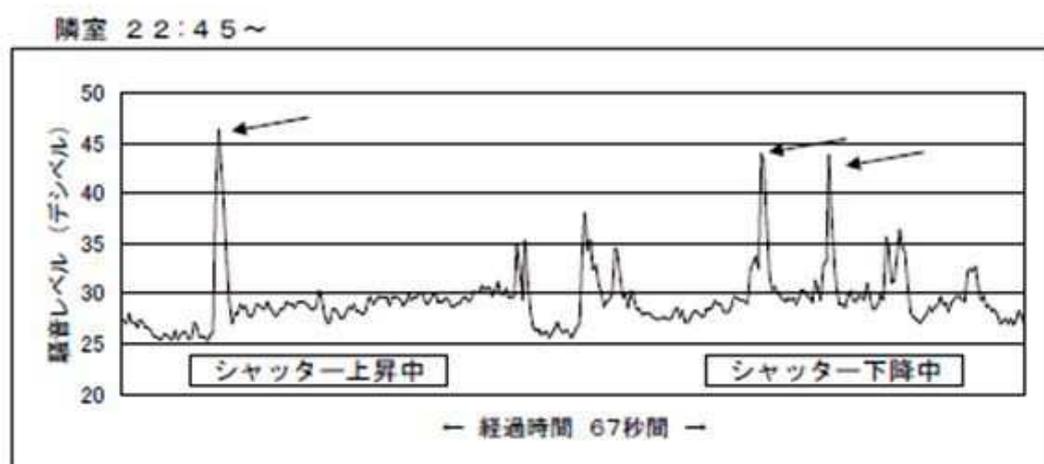
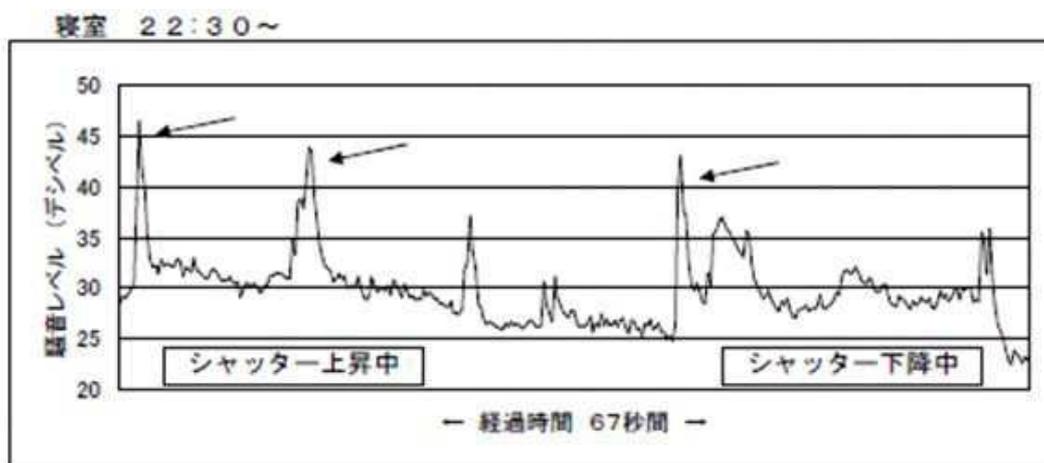
代表取締役 渋谷英克

資格 環境計量士 経済産業省登録第 330 号

大阪市淀川区西宮原 1-6-60

email dbc@souon.com

3 測定結果 騒音レベルの変動を以下に示した。上が寝室、下が隣室におけるものである。



これらを見ると、矢印で示したようにいずれの部屋においても受忍限度である40デシベルを超える騒音が単発的に発生していた。

これら単発的な騒音はシャッターが開閉するときに生じた金属音であり、大きさは43～47デシベルであることが確認できた。

騒音レベル測定結果
平均 44デシベル
最大 47デシベル

この結果をみて裁判官が現地を訪問。騒音を確認して住人の訴えを認めました。

計量士登録証

佐藤栄作
の次男

平成9年1月21日

通商産業大臣

佐藤 信二



下記につき、計量法第122条第1項により、計量士の登録をしたことを証します。

- 1 計量士の区分 環境計量士
(騒音・振動関係)
- 2 登録の年月日 平成9年1月21日
- 3 登録番号 第330号
- 4 氏名 渋谷 英克
- 5 生年月日 昭和42年 [REDACTED]